

幼稚園・認定こども園の預かり保育無償化

～保育の必要性がある場合～

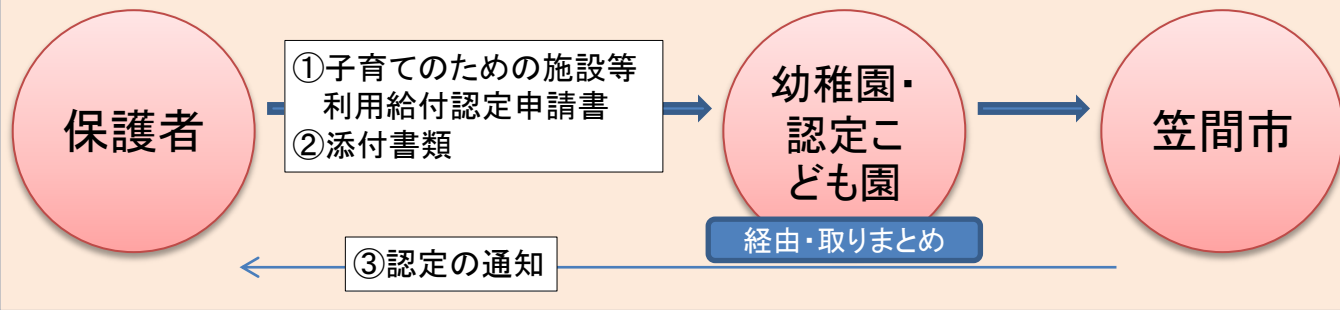
保護者の就労などのため、「保育の必要性があると認定」された場合、教育標準時間の保育料無償化分以外に利用した「預かり保育料」について、月額限度11,300円(住民税非課税世帯の満3歳児クラスは月額限度16,300円)の範囲内で給付されます。「認定」を受けるためには、「保育の必要性」があるということを証明する書類の提出が必要になります。

保育の必要性の認定を受けるための申請

「保育を必要とする要件」で預かり保育を利用し、給付を受ける場合は笠間市に「子育てのための施設等利用給付認定申請書」と「添付書類」を提出し、「認定」を受ける必要があります。

【申請締切日】

- ① 翌月1日認定希望者の認定申請書については、毎月5日が締め切りです。
- ② 令和2年4月1日の認定希望者は、原則として令和元年11月1日～11月29日までに申請をしてください。



保育を必要とする要件	添付書類
就労のため保育ができない場合	勤務・内職証明書(勤務先による証明)
自営業・農業等の従業などにより保育ができない場合	就労状況申告書
出産のため保育ができない場合(産前・産後)	母子手帳の写し(出産予定日のわかるもの)
病気や障害等により保育ができない場合	申立書・医師の診断書 ※障害者手帳をお持ちの方は、その写し
家族の病気、看護等により保育ができない場合	申立書・医師の診断書 ※障害者手帳をお持ちの方は、その写し
災害復旧に当たり保育ができない場合	罹災証明書等
求職活動のため保育ができない場合	求職活動誓約書
就学(通信教育は除く)により保育ができない場合	在学証明書または学生証の写し、時間割・カリキュラムがわかるもの
拘禁により保育ができない場合	拘禁していることを証明する書類

預かり保育料の給付額

「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた場合には、預かり保育の利用料が月額上限11,300円(日額上限450円)の範囲内で給付の対象となります。

●対象となる子ども

「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた3～5歳児クラスの子ども
(満3歳児クラスは非課税世帯のみ対象)

●給付の対象となるもの

毎月の預かり保育の利用料に対し、月額上限11,300円(日額上限450円)まで給付します。おやつ代・長期休み中(夏休み等)の給食代は対象外です。

●満3歳児クラスの場合

住民税非課税世帯の「満3歳児クラス」の子どもの預かり保育料については月額上限16,300円まで給付します。

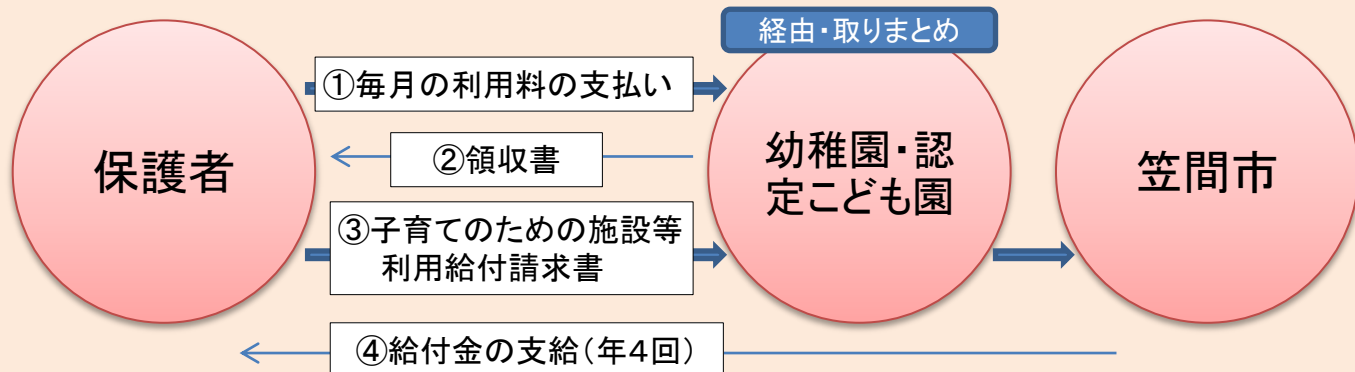
※ 満3歳児クラス・・・ 3歳の誕生日を迎えた日から最初の3月31日までの間に在園する園児

●預かり保育料の給付額算定方法

「施設に支払った月額」と「日額上限450円×月の利用日数」を比較してどちらか低い方を給付額とします。(月額上限11,300円)

給付額の請求方法

保護者は預かり保育料を各施設に支払い、3ヶ月に1度「子育てのための施設等利用給付費請求書」を施設経由で市に提出し、利用料の給付を受けます。



問い合わせ先 笠間市 子ども福祉課 保育グループ
電話 0296-77-1101(内線162・163)